

令和2年度宅地開発指導要綱・施行基準改正事項対照表（駐車施設関係抜粋）

	令和2年度（改正）	令和元年度（現行）
道路河川室	<p>P9（駐車施設）</p> <p>第19条 事業者は、宅地開発区域内に計画戸数1戸につき1台以上の駐車場所（市長が別に定める基準に基づき設置すること）及び必要な台数の自転車置場を設置しなければならない。 <u>ただし予定建築物が共同住宅及び長屋住宅であって、「商業地域」「駅隣接の近隣商業地域」「商業地域に隣接する近隣商業地域」にある場合（開発区域の一部がかかるものを含む）は、計画戸数1戸につき0.5台以上（小数点以下は切り上げる）の駐車場所（市長が別に定める基準に基づき設置すること）及び計画戸数1戸につき1台以上の自転車置場を設置しなければならない。</u> なお、予定建築物が共同住宅及び長屋住宅の用途に供する建築物である宅地開発にあって、土地利用上やむを得ない場合は、市長が別に定める基準に基づき駐車場所を設置することができる。</p>	<p>P9（駐車施設）</p> <p>第19条 事業者は、宅地開発区域内に計画戸数1戸につき1台以上の駐車場所（市長が別に定める基準に基づき設置すること。）及び必要な台数の自転車置場を設置しなければならない。ただし予定建築物が主として共同住宅の用途に供する建築物である宅地開発にあって、土地利用上やむを得ない場合は、市長が別に定める基準に基づき駐車場所を設置することができる。</p>
	<p>P50 7. 駐車場所設置寸法等</p> <p>駐車場所は以下の基準に基づき設置しなければならない。 (1) 共同住宅及び長屋住宅の用途に供する建築物である宅地開発にある場合の駐車場設置台数 <u>宅地開発区域の土地の形状及び周辺の状況からやむを得ない場合は、開発区域内に必要台数の2分の1台以上（小数点以下は切り上げる）確保し、その他は開発区域外に当該区域から概ね500メートル以内の直線距離にある近接地に確保のうえ、その賃貸契約書等の写しを提出すること。</u> <u>また、計画戸数が30戸以上のものについては併せて事業計画書を提出すること。</u></p>	<p>P50 7. 駐車場所設置寸法等</p> <p>駐車場所は以下の基準に基づき設置しなければならない。 (1) 共同住宅の用途に供する建築物である宅地開発にある場合の駐車場設置台数 <u>宅地開発区域の土地の形状及び周辺の状況からやむを得ない場合は、開発区域内に2戸に1台以上確保し、その他は開発区域外に当該区域から概ね500メートル以内の直線距離にある近接地に確保のうえ、その賃貸契約書等の写しを提出することする。</u></p>